

令和2年度

定期監査結果報告書

高梁市監査委員



高市監第161号

令和3年(2021)3月26日

高梁市長	近藤隆則様
高梁市議会議長	宮田公人様
高梁市教育委員会教育長	小田幸伸様
高梁市選挙管理委員会委員長	黒川康司様
高梁市農業委員会会長	土岐康夫様

高梁市監査委員 大月一郎

高梁市監査委員 大月健一

令和2年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

なお、当該監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により、その旨を通知願います。

目 次

令和2年度定期監査意見

第1 監査の期間等	1
1 監査の期間	1
2 監査の実施日及び対象	1
第2 監査の方法	3
第3 監査の結果	3
第4 監査の意見	4
1 総括的事項について	4
(1) 指摘事項の処理状況について	4
(2) 未収金の回収整理について	4
(3) 公共施設の適正配置について	4
(4) 適正な職員の定員管理について	4
(5) 補助金の適正な取り扱いについて	4
(6) 契約事項に関する適正な履行について	5
(7) 不動産の借受について	5
(8) 随意契約理由について	5
(9) 法令遵守と内部統制について	5
2 個別事項について	6
市長直轄	6
総務部	7
産業経済部	8
市民生活部	11
健康福祉部	12
消防本部	14
国民健康保険成羽病院	14
会計（会計課）	14
議会事務局	14
選挙管理委員会事務局	15
教育委員会事務局	15

令和2年度定期監査意見

第1 監査の期間等

1 監査の期間

令和2年10月1日から令和3年3月26日まで

2 監査の実施日及び対象

令和2年11月17日から令和3年2月17日までの期間で、次の部署を対象に実施した。なお、前期日程対象部署以外の出先機関については、後期日程の各所管課実施時に書類審査を実施した。

実施日	前期日程対象部署		
令和2年 11月17日	市民生活部	市民課	松原地域市民センター、落合地域市民センター
	健康福祉部	こども未来課	高梁幼稚園、松原学童保育
	教育委員会	学校教育課	松原小学校、適応指導教室
		社会教育課	松原公民館、落合公民館、 高梁郷土資料館、山田方谷記念館
		スポーツ振興課	神原スポーツ公園管理事務所
令和2年 11月18日	健康福祉部	こども未来課	落合幼稚園、福地幼稚園、落合児童館、 落合学童保育、子育て支援センター
	教育委員会	教育総務課	高梁学校給食センター
		学校教育課	落合小学校、福地小学校
		スポーツ振興課	高梁市民体育館、運動公園管理事務所
令和2年 11月20日	市民生活部	市民課	津川地域市民センター、巨瀬地域市民センター、 中井地域市民センター、高倉地域市民センター
	健康福祉部	こども未来課	巨瀬幼稚園、中井幼稚園
	教育委員会	学校教育課	巨瀬小学校、中井小学校
		社会教育課	津川公民館、巨瀬公民館、中井公民館、 高倉公民館
令和2年 11月24日	市民生活部	市民課	玉川地域市民センター、コミュニティプラザ
	健康福祉部	こども未来課	高梁学童保育、玉川学童保育
	教育委員会	学校教務課	高梁小学校、玉川小学校、高梁東中学校、 松山高等学校
		社会教育課	玉川公民館
令和2年 11月26日	市民生活部	市民課	川面地域市民センター、宇治地域市民センター
	健康福祉部	こども未来課	川面幼稚園、川面学童保育
	教育委員会	学校教育課	川面小学校、宇治小学校、高梁北中学校、 宇治高等学校
		社会教育課	川面公民館、宇治公民館

実施日	前期日程対象部署		
令和2年 12月2日	市民生活部	環境課	高梁市斎場
	健康福祉部	福祉課	たかはし障害者総合相談センター
		こども未来課	高梁南幼稚園、津川幼稚園、高梁保育園
	教育委員会	学校教育課	津川小学校、高梁中学校
		社会教育課	高梁中央公民館、高梁公民館

実施日	後期日程対象部署		
令和3年 1月20日	産業経済部	農林課(有害鳥獣対策室)、観光課(日本遺産・歴まち推進室)、産業振興課、建設課、岡山道4車線化推進室	
令和3年 1月22日	総務部	税務課	
	産業経済部	都市整備課	
	市民生活部	環境課	
	病院	国民健康保険成羽病院	
	農業委員会	農業委員会事務局	
令和3年 1月27日	健康福祉部	介護医療連携課	
	教育委員会	社会教育課、スポーツ振興課	
令和3年 1月29日	産業経済部	上下水道課	
	市民生活部	住もうよ高梁推進課、有漢地域局、成羽地域局(地域連絡所)	
	議会	議会事務局	
令和3年 2月1日	産業経済部	西部土木事務所	
	市民生活部	市民課、川上地域局	
	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	
	教育委員会	学校教育課(幼稚園、小学校、中学校)	
令和3年 2月3日	市民生活部	備中地域局	
	健康福祉部	健康づくり課、感染症対策室、福祉課(社会福祉事務所、成羽長寿園、鶴寿荘、成羽デイサービスセンター)、こども未来課(児童館、学童保育、保育園、こども園)	
令和3年 2月10日	市長直轄	秘書広報課、企画政策課、大学連携室	
	消防本部	消防総務課、予防課、警防課、消防署(西分駐署)	
	会計	会計課	
	教育委員会	教育総務課(学校給食センター)	
令和3年 2月17日	市長直轄	防災復興推進課	
	総務部	総務課、理財課、監理課	

第2 監査の方法

令和2年度高梁市一般会計及び特別会計並びに公営企業会計について、地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、財務事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的であるかに主眼をおき実施した。

監査にあたっては、事前に各部署から必要な資料及び諸帳簿等の提出を求め、その資料に基づき、照合・検査（現金の実査を含む。）等を実施するとともに、関係課長等から事務事業の状況について説明を受け、聞き取りにより現状把握をした。

第3 監査の結果

監査した事務及び経営に係る事業の管理については、総括的には法令等に準拠し、総じて適正に処理されていると認められたが、一部については検討を要する点が見受けられたので、それぞれ必要な措置を講じ、適正な処理に努められたい。

また、今回の定期監査において、全庁的に共通する意見等を総括的事項として、監査対象部署ごとに改善を必要とする点及び要望する点は個別事項として考察を加えたうえ、特記すべき事項については、次頁以降の「第4 監査の意見」のとおりとした。

さらに、事務処理上、注意すべき点で軽易な事項などは、監査執行の際に、口頭で改善を促した。

なお、「第4 監査の意見」の「2 個別事項について」に記述した指摘事項に対して、改善措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、改善措置の有無については、以後の監査等において確認する。早期改善に努められたい。

- ◆ 地方自治法第199条第12項…「監査委員から監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。」

第4 監査の意見

1 総括的事項について

(1) 指摘事項の処理状況について

各監査における指摘事項について、改善済、取り組み中、検討中の事項があるが、その中で検討中の事項については、関係部署との調整を図りながら、早急に取り組まれない。

- ◆ 各監査における指摘事項とは、令和元年度決算審査、令和2年度定期監査・例月現金出納検査に基づく指摘事項・意見のことをいう。

(2) 未収金の回収整理について

行政サービスの公平性を保つため、研修会や学習会等の開催による職員の徴収スキルの向上や、「高梁市債権管理マニュアル」（以下「債権管理マニュアル」という。）に基づく財産調査や強制執行等に取り組み、未収金の縮減に努められたい。

(3) 公共施設の適正配置について

市内に重複した施設が多く、維持管理に係る経費は膨大であり、これを縮減することは大きな課題である。施設の整理統合を進め、跡地の処分を確実に行う必要があることや、平成30年7月豪雨災害により市の財政が逼迫していることから、早急に取り組まれない。

(4) 適正な職員の定員管理について

土木職等の専門職の人員不足や正規職員の退職に伴う人員不足が懸念される。職員の健康管理の面からも部署内での職員数や仕事量及び勤務状況等を的確に把握し、適正な職員の定員管理及び計画的な職員採用に努められたい。

(5) 補助金の適正な取り扱いについて

各種補助金については、前例踏襲により実績から交付するのではなく、内容及び根拠を十分精査し適正な執行に努められたい。

(6) 契約事項に関する適正な履行について

複数の工事請負費や委託料の契約書において、「監督員」、「現場代理人」等を明記しているにもかかわらず、未作成もしくは未通知の事案が複数の部署において見受けられた。確実かつ適正な契約履行に努められたい。

(7) 不動産の借受について

賃借料については、一部で固定資産税の評価替え等で見直しをされているが、交渉記録が整備されず、契約を見直していない案件も散見された。不動産の借受は長期にわたるため、見直し時期を明記する等、適時に契約内容を見直す必要がある。交渉記録を整備し、他地権者との賃借料の整合性や公平性の確保に努められたい。

(8) 随意契約理由について

各課において、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定（緊急の必要により競争入札に付すことができないとき）の解釈が違うケースが多く見受けられた。再度、「高梁市随意契約ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の確認を行い、ガイドラインに沿った適正な事務処理に努められたい。

(9) 法令遵守と内部統制について

法令の遵守は当然のことであるが、漫然と前例踏襲を繰り返すことで、不適切な事務処理をする可能性がある。小さな過ちから、法令違反や大きな不祥事に繋がることを認識し、常に個々の業務を点検・見直すとともに、内部のチェック体制、管理体制を再確認され、個々の意識の向上と組織力の向上に努められたい。

2 個別事項について

今回の定期監査において、各部署ごとに課題・問題と認識すべき指摘事項を意見として記述する。その指摘事項に対して、改善措置を講じた場合には、その旨を監査委員に通知されたい。通知された場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表する。（地方自治法第199条第12項）

なお、改善措置の有無については、以後の監査等において確認する。早期改善に努められたい。

指摘事項については、次の区分によるものである。

・「改善」（改善が必要なもの）

- ア 法令、条例、規則等に明らかに違反しているもの
- イ 予算を目的外に支出しているもの
- ウ 不経済な行為又は損害を生じているもの
- エ 収入確保上や経済性に欠ける執行が明白で改善を要するもの
- オ その他著しく不適切又は妥当性を欠くもの

・「検討」（検討を要するもの）

- ア 事務の処理方法の統一など各部局間の調整等を要するもの
- イ 予算措置上又は制度上の不備等で検討を要するもの

・「注意」（注意すべきもの）

- ア 事務処理の記載誤り、記載漏れなど軽易な誤りのもの
- イ その他今後の事務処理に当たり、留意すべきもの

市長直轄

(1) 秘書広報課

「注意」

- ① 補助金関係文書の適正な文書管理に努められたい。

(2) 企画政策課

「検討」

- ① 旧朝霧温泉ゆ・ら・ら跡地利用について、周辺地域の活性化に繋がるよう活用を検討されたい。

(3) 大学連携室

「注意」

- ① 各種団体補助金については、内容及び根拠を十分精査し、適正な執行に努められたい。

(4) 防災復興推進課

「検討」

- ① 防災ラジオの普及率の更なる向上に努められ、運用にあたっては、それぞれの地域性を十分考慮されたい。

「注意」

- ① 災害等から市民の生命財産を守るため、危機管理対策の強化に一層取り組まれたい。

総務部

(1) 総務課

「検討」

- ① 専門職の人員不足や正規職員の退職等に対し、担当所属の意見等を適切に把握しながら、中長期的な人員確保に努められたい。

「注意」

- ① 引き続き適正な人員配置、関係部・課内外の連携を図り、職員の超過勤務の減少及び健康管理に努められたい。
- ② 職員の県外研修について、速やかな復命がなされていない事例が見受けられた。速やかな提出の指導に努められたい。

(2) 理財課

「注意」

- ① 本市所有の普通財産について、現在、理財課のみならず他課においても管理している。今後も施設の統廃合が進む中、公共施設の跡地の利用、処分をより推進するため一体的管理となるよう努められたい。
- ② 行財政改革について、引き続き努力されたい。また、「高梁市公共施設等総合管理計画」に基づく再編計画の策定については、施設評価に基づき適正な配置に向け、鋭意取り組まれたい。

(3) 税務課

「注意」

- ① 市税等の未収金の管理・回収について、債権管理マニュアル等に基づき、解消に向け積極的・計画的に鋭意取り組まれたい。

(4) 監理課

「検討」

- ① 各課における地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定（緊急の必要により競争入札に付すことができないとき）の見解が統一できるよう指導に努められたい。

「注意」

- ① 引き続き適時に技術・安全、契約事務等の研修を行い、関係職員の知識と技術の向上に努められたい。

産 業 経 済 部

(1) 農林課

「検討」

- ① 使用料について、台帳等の整備が不十分で、経緯経過が不明瞭なものが散見される部署があった。交渉記録を含めた台帳整備の見直しを検討されたい。

「注意」

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定（緊急の必要により競争入札に付すことができないとき）に基づき、適正な事務処理に努められたい。

- ② 各種団体補助金については、内容及び根拠を十分精査し、適正な執行に努められたい。
- ③ 未収金の管理・回収について、債権管理マニュアル等に基づき、積極的・計画的に鋭意取り組まれたい。

(2) 観光課

「注意」

- ① 賃貸借契約に係る交渉記録は、経緯経過のわかる重要なものであることから、適正な文書管理に努められたい。
- ② 各種団体補助金については、内容及び根拠を十分精査し、適正な執行に努められたい。

(3) 産業振興課

「注意」

- ① 有漢工業団地における企業誘致について、引き続き各関係機関と円滑な連絡調整を図りながら、積極的な企業誘致活動に努められたい。
- ② 各種団体補助金については、内容及び根拠を十分精査し、適正な執行に努められたい。

(4) 建設課

「注意」

- ① 工事請負や測量設計委託等事業実施にあたっては、事前の現場確認、地元調整、計画の精査及び関係機関・部署との協議・連携等を徹底されたい。
- ② 生活に密着し、安全・安心を確保する道路・橋りょうの維持管理に引き続き万全を尽くされたい。
- ③ 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定（緊急の必要により競争入札に付すことができないとき）に基づき、適正な事務処理に努められたい。

(5) 岡山道4車線化推進室

「注意」

- ① 岡山自動車道付加車線設置事業の早期完成に向け、関係機関と円滑な連絡調整を図られ、引き続き計画的な進行管理に努められたい。

(6) 都市整備課

「検討」

- ① 市営住宅について、引き続き適正な管理戸数となるよう検討されたい。

「注意」

- ① 「高梁市立地適正化計画」について、関連計画との調整・整合を図りつつ、関係機関と情報共有しながら居住誘導区域案の見直しや防災指針の策定に向け、事業推進に取り組まれたい。
- ② 未収金の管理・回収について、債権管理マニュアル等に基づき、積極的・計画的に鋭意取り組まれたい。

(7) 上下水道課

「注意」

- ① 水道事業における健全な経営維持のため、計画的な水道料金の改定、未収金の徴収強化、漏水調査、計画的な設備更新及び経費削減に努められたい。
- ② 未収金の管理・回収について、債権管理マニュアル等に基づき、積極的・計画的に鋭意取り組まれたい。

(8) 西部土木事務所

「注意」

- ① 工事請負や測量設計委託等事業実施にあたっては、事前の現場確認、地元調整、計画の精査及び関係機関・部署との協議・連携等を徹底されたい。
- ② 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定（緊急の必要により競争入札に付すことができないとき）に基づき、適正な事務処理に努められたい。

市民生活部

(1) 市民課

「注意」

- ① 「第2次高梁市地域公共交通網形成計画」に基づき、5か年計画の中で段階的に再編を進めるとともに、公共交通にかかる経費の抑制に努められたい。
- ② 各種団体補助金については、内容及び根拠を十分精査し、適正な執行に努められたい。
- ③ 地域振興事業補助金について、地域の実情や要望に応じて有効に活用されたい。

(2) 住もうよ高梁推進課

「注意」

- ① 移住・定住の諸施策について、事業効果の検証を行いながら、常に内容の見直し等を行い、更なる事業推進に取り組まれたい。
- ② 各種団体補助金については、内容及び根拠を十分精査し、適正な執行に努められたい。

(3) 環境課（高梁市斎場を含む）

「注意」

- ① 未収金の管理・回収について、債権管理マニュアル等に基づき、積極的・計画的に鋭意取り組まれたい。
- ② 手数料について、関係部署との連携により、適時適切な事務処理に努められたい。

(4) 有漢地域局

「注意」

- ① 地域振興事業補助金について、地域の実情や要望に応じて有効に活用されたい。

(5) 成羽地域局

「注意」

- ① 地域振興事業補助金について、地域の実情や要望に応じて有効に活用されたい。

(6) 川上地域局

「注意」

- ① 地域局舎の移転に伴い、市民サービスの低下を招かぬよう関係部署と連携を図り、併せて、地域局舎の跡地については、活用方法について協議されたい。
- ② 地域振興事業補助金について、地域の実情や要望に応じて有効に活用されたい。

(7) 備中地域局

「注意」

- ① 手数料について、関係部署との連携により、適時適切な事務処理に努められたい。
- ② 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定（緊急の必要により競争入札に付すことができないとき）に基づき、適正な事務処理に努められたい。
- ③ 地域振興事業補助金について、地域の実情や要望に応じて有効に活用されたい。

健康福祉部

(1) 健康づくり課

「注意」

- ① 各種団体補助金については、内容及び根拠を十分精査し、適正な執行に努められたい。
- ② 県外出張については、任命権者までの復命書を速やかに作成されたい。

(2) 感染症対策室

「注意」

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する情報発信や、ワクチン接種に関する事務処理等を遅滞なく進められ、十分な感染症対策を講じられたい。

(3) 福祉課（成羽長寿園、鶴寿荘、成羽デイサービスセンター等を含む）

「検討」

- ① 旧長寿園・旧成羽川荘の跡地については、早急に方針を決定され確実に処分されたい。
- ② 各種団体補助金において、交付要綱の補助基準に基づき、適正な補助金執行に努められたい。

「注意」

- ① 出先機関における人員不足に伴うサービス低下とならぬよう、早急な人員確保に努められたい。
- ② 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定（緊急の必要により競争入札に付すことができないとき）に基づき、適正な事務処理に努められたい。
- ③ 各種団体補助金については、内容及び根拠を十分精査し、適正な執行に努められたい。

(4) こども未来課（各児童館・各学童保育・各保育園・各幼稚園等を含む）

「検討」

- ① 旧成美保育園の跡地について、課題の調整を行い、早急かつ確実に処分されたい。
- ② 委託料の精算時期について、財務規則に則った事務処理の検討及び実施に努められたい。

「注意」

- ① 出先機関の準公金の保管場所について、適正な管理に努められたい。
- ② 未収金の管理・回収について、債権管理マニュアル等に基づき、積極的・計画的に鋭意取り組まれたい。

(5) 介護医療連携課

「注意」

- ① 介護現場での人材不足について、関係機関・団体と連携等を図り、問題解決に向け鋭意取り組まれない。
- ② 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）に基づき、適正な事務処理に努められたい。

消防本部（消防総務課・予防課・警防課・消防署・西分駐所）

「注意」

- ① 効率的な機能にすべく新消防庁舎の完成に向け、計画的な事業推進に取り組まれない。
- ② 各種団体補助金については、内容及び根拠を十分精査し、適正な執行に努められたい。

国民健康保険成羽病院

「注意」

- ① 新公立病院改革プランに基づき、更なる経営の効率化に取り組まれない。
- ② 未収金の管理・回収について、債権管理マニュアル等に基づき、積極的・計画的に鋭意取り組まれない。

会計（会計課）

「注意」

- ① 公金について、引き続き適正な管理に努められたい。

議会事務局

「注意」

- ① 議会のICT化導入に伴い、議会運営の更なる効率化を図られたい。

選挙管理委員会事務局

「注意」

- ① 選挙における投票率の向上に鋭意取り組まれない。

教育委員会事務局

(1) 教育総務課

「注意」

- ① 有漢地域の小中学校の学校統合に向けて、関係機関と円滑な連絡調整を図り、計画的な事業推進に取り組まれない。
- ② 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定（緊急の必要により競争入札に付すことができないとき）に基づき、適正な事務処理に努められたい。
- ③ 団体補助金については、内容及び根拠を十分精査し、適正な執行に努められたい。

(2) 学校教育課

「注意」

- ① 不適切な事務処理が見受けられた。市立学校への公平性を保ち、統一を図るためにも実態把握に努め、再発防止に努められたい。
- ② 各種団体補助金については、内容及び根拠を十分精査し、適正な執行に努められたい。
- ③ 県外出張については、任命権者までの復命書を速やかに作成されたい。

(3) 社会教育課（高梁市文化交流館、高梁総合文化会館を含む）

「注意」

- ① 旧吹屋小学校校舎の保存修理について、工事期間が延長となったことから、早期完成に向け、事業推進に取り組まれない。
- ② 地域局舎移転に伴う川上総合学習センターの改修について、関係部署と連携を図り、計画的な進行管理に努められたい。
- ③ 各種団体補助金については、内容及び根拠を十分精査し、適正な執行に努められたい。

- ④ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定（緊急の必要により競争入札に付すことができないとき）に基づき、適正な事務処理に努められたい。

(4) スポーツ振興課

「注意」

- ① 今年度は、コロナ禍の影響もあり、様々なスポーツイベントが中止や延期となったが、子供たちの健全育成や競技力の向上、また市民の健康増進のため関係団体等と連携を図りながら、スポーツ振興に取り組まれたい。
- ② 各種団体補助金については、内容及び根拠を十分精査し、適正な執行に努められたい。